

令和6年横審第27号

裁 決

遊漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年2月17日05時40分

千葉県外川漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 9.1トン

全 長 17.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 501キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和63年3月に進水したFRP製遊漁船で、船体の中央部やや船尾寄りに操舵室、その前後に前部客室及び後部客室を配し、操舵室の前部中央に操舵スタンド、その前方に左舷側から順にレーダー、GPSプロッター、魚群探知機及びソナー、同スタンド左舷側下部に各照明用スイッチパネル、操舵スタンド右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ装備していた。

照明設備については、DC電源12ボルト30ワットのLED作業灯が前部客室上部の両舷に前部客室前方の甲板に向けて各1個、操舵室上部から両舷の通路に向けて各2個、後部客室上部の両舷に後部客室後方の甲板に向けて各1個がそれぞれ設置されていた。

(2) 外川漁港

外川漁港は、利根川河口南側に突出する半島の南部に位置し、南方に面しており、同漁港西端の千騎ヶ岩から東方に延びる西防波堤と、同漁港中央部から西方に延びる東防波堤とによって西方に開く港口が形成されていて、西防波堤の南方には、法線を136度（真方位、以下同じ。）とする長さ150メートルの沖西防波堤が、東防波堤の南方には、長さ145メートルの東防波堤（島堤）がそれぞれ築造され、同島堤の西端には、光達距離5海里の赤色1閃光を4秒毎に発する外川港東防波堤灯台（以下「外川灯台」という。）が設置されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.2メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和6年2月17日05時30分外川漁港の係留地を発し、同漁港

の南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a 受審人は、船長として約 30 年間の経験を有し、日頃、外川漁港から出航する場合、離岸して港口から南下し、転針目標としている外川灯台の灯光を左舷正横に見る地点で、左転して釣り場に向けて航行することとしており、前年末に A が導入されたのち、翌年 2 月初旬から運航を始めて本件時が 4 度目の出航であり、夜間の出航が初めてであった。

a 受審人は、航行中の動力船の法定灯火を表示するとともに、甲板上で釣り客が釣りの準備を行うための照明として LED 作業灯を全て点灯させ、GPS プロッターをコースアップで表示させ、レーダーを 1.5 海里レンジとして沖合に出てから各種調整をすることとしてそれぞれ作動させ、操舵室に立った姿勢で出航操船に当たり、離岸したのち港口に至り、05 時 38 分半僅か前外川灯台から 036 度 160 メートルの地点で、針路を 233 度に定め、機関を最微速力前進にかけ、6.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

05 時 39 分僅か前 a 受審人は、外川灯台から 019 度 80 メートルの地点に達したとき、沖西防波堤まで 200 メートルのところとなり、同防波堤に向首して接近する状況であったが、外川灯台の灯光を探すことに気を取られ、GPS プロッターで沖西防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったもので、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、沖西防波堤に向首したまま続航し、05 時 40 分外川灯台から 252 度 140 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が沖西防波堤の北面に衝突した。

当時、天候は曇りで風力３の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期で、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に亀裂等を生じたが、のちに修理され、沖西防波堤は側壁に修理を要しない擦過傷を生じ、釣り客５人が左鎖骨骨折等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、夜間、外川漁港において、釣り場に向けて出航する際、船位の確認が不十分で、沖西防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、外川漁港において、釣り場に向けて出航する場合、沖西防波堤に衝突することのないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、外川灯台の灯光を探すことに気を取られ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、沖西防波堤に向首して接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び同防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、釣り客５人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を２か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和６年１２月１７日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔

